

国立大学法人帯広畜産大学一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくるため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間等

(1) 計画期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日までの4年間とする。

(2) 計画の見直し

計画期間中は、必要に応じて行動計画の内容を変更できるものとする。

2. 内容

(1) 妊娠中の教職員及び子育てを行う職員の仕事と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1 妊娠、出産、子育てに関する支援制度の周知を図り、利用を促進する。

(対策)

支援制度の積極的な活用に向けて、周知方法および運用方法を検討し、実施する。

目標2 男性職員の子育てに関する休暇制度の周知を図り、利用を促進する。

(対策)

出産休暇、保育休暇、子の看護休暇等の制度を周知し、男性職員の休暇取得に努める。

目標3 男性職員の育児休業の取得を促進する。

(対策)

男性教職員も育児休業を取得できることや、配偶者と交互に育児休業を取得することが可能であることの制度を周知し、男性教職員の育児休業の取得に努める。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標4 仕事と家庭の調和のため、時間外労働の縮減を図る。

(対策)

毎週水曜日、第三金曜日に実施している定時退勤日の周知等を通して、時間外労働削減に対する意識啓発に努めるとともに、定期的に時間外労働の検証を実施することで、長時間労働が多い職場に対して、注意喚起を行う。

目標5 年次有給休暇の取得を促進する。

(対策)

大型連休や夏季休暇の際に、年次有給休暇を併せて取得することを奨励するなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行う。